

岐南町放課後児童健全育成事業業務委託プロポーザルに係る訂正事項

令和3年10月27日

下記のとおり岐南町放課後児童健全育成事業業務委託プロポーザルに係る訂正を行います。
誤った表記となっていたことを深くお詫び申し上げます。

岐南町放課後児童健全育成事業業務委託プロポーザル実施要領5頁「9 質問等」 中 下記のとおり記述を訂正する。

正	誤
(4) 回答方法 <u>町のホームページにて回答する。</u>	(4) 回答方法 <u>FAX 又は電子メールにより、全参加表明者へ回答する。</u>

岐南町放課後児童健全育成事業業務委託プロポーザル実施要領10頁「18 提案書等一覧」 中 下記のとおり記述を訂正する。

正	誤
※3 事業者パンフレットの提出は <u>任意とするが、提出する場合は</u> 、児童福祉法第6条の3第2項に規定する学童保育の運営実績に関するものが含まれているものとし、20枚(A4両面印刷可・40ページ相当)以内のものとする。	※3 事業者パンフレットの提出は、児童福祉法第6条の3第2項に規定する学童保育の運営実績に関するものが含まれているものとし、20枚(A4両面印刷可・40ページ相当)以内のものとする。